

葬祭貸付け

1 貸付条件

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母（養父母）の葬祭を行うため資金を必要とするとき。（平成8年7月1日以降の死亡を事由として行う葬祭を対象とする。）

2 申込期限

死亡日から2カ月以内に行われる葬儀又は法事等の場合は、実施日から1カ月以内。
墓地・墓石の取得等の場合は、その取得又は購入日前であること。

3 貸付限度額

200万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位、ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4 償還回数

120回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5 貸付利率

年利1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

6 提出書類

（1）葬祭貸付申込書【様式第1号（1）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第3号（1）：必須】

（3）貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号：必須】

（4）借入状況等申出書【支部様式第21号：必須】

（5）添付書類

①直近の給与支給明細書の写し【必須】

②申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

③死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）【必須】

④葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類、墓地・墓石等の取得又は購入日を確認できる書類【必須】

⑤必要額が確認できる次のいずれかの書類

・契約書の写し

・請書の写し

・請求書の写し

・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）